

新旧対照表

○板橋区地域ケア運営協議会設置要綱

変更後（新）	変更前（旧）
（設置） 第1条 （省略） 2 前項の協議会は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イに基づく地域包括支援センター運営協議会の役割を併せ持つものとする。 第2条 ～ 第10条 （省略） 付 則 （省略） <u>付 則</u> <u>1 この要綱は、区長決定の日から施行する。</u>	（設置） 第1条 （省略） 2 前項の協議会は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に基づく地域包括支援センター運営協議会の役割を併せ持つものとする。 第3条 ～ 第10条 （省略） 付 則 （省略）